

労働法の
伝道師

就業規則の作成セミナー

河 野 順 一

ライブ

R5年11月17日(金)~19日(日)

オンデマンド

R5年12月15日(金)~28日(木)

テ ー マ

● 47年の実務経験、
判例研究から導いた
【労働時間】に付随す
る労務管理

- レ 黙示の指示による残業
- レ 不活動仮眠時間
- レ 呼出待機時間（自宅待機）
- レ 出張中の休日の移動時間
- レ 会社事務所などに立ち寄り
現場に行く場合の移動時間
- レ 現場等へ直行直帰する場合
の移動時間

● 基礎から学ぶ…
2024年 医師の
時間外労働上限

● 実務に直結する、
「既存就業規則」の
メンテナンスの仕方

- レ 就業規則の問題点を探る
- レ モデル就業規則を参考に
- レ オリジナルを売る

Jyunichi Kouno

その他

モデル就業規則との 徹底的した差別化を図る

どこからどこまでが、「労働時間?」いまさら聞けない 時間外労働時間の理論と実際

「労働時間とはなにか?」...顧客は社会保険労務士なら当然知っているはずと、質問をします。なんとなくわかっているつもりでも、深堀されると困ってしまう...そんなケースがありませんか? 特に最近は、労働者がよく勉強をしています。事業主は、「社労士をお願いしているから...」と、有資格者を頼りにしています。

そこで、頼りになる社労士をアピールする意味でも、最新の法律知識の理論と実務の関係を相対的に説明できる学習が欠かせません。

長時間労働の上限が猶予されていた医師の働き方 2024年問題、医師の労働時間を基礎から学ぶ!

2024年問題に対する医師の働き方について、備えは万全ですか?宿日直の働き方、兼業の労働時間、研修医の労働時間。過労による労災が後を絶たない、医師の労働時間について、基礎から学びます。資料を読んだだけでは、なかなか身につかない法改正について、問題意識をもって臨みます。医療法16条には「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。」とあります。この宿直につき、時間外労働になるのか、ならないのか?基礎的なことから学びます。

労使トラブルの先は、司法の判断 ハラスメント関連事件を判例から学ぶ!

ハラスメントとは何か?簡単に言えば『いやがらせ』です。したがって、当事者が育った年代により、価値観に相当差があることを認識しておかなければなりません。シニアの取締役が、何気なく言った一言が、Z世代の若者を傷つけることも少なくありません。また、育児介護休業の期間につき、賞与受給の算定基礎期間に含む含めないで、10年以上の裁判に発展した最高裁判例などを学びます。

わかったつもりも、実務では歯が立たないことも... 実際に就業規則をどう改正する?...実際にtryする!

実務では、様々な依頼が舞い込んできます。厚生労働省のモデル就業規則では、会社を守ることはできません。助成金の受給に即し、変更が求められる場合もあります。受注できれば、高額報酬も請求できますが、それに伴う知識と、プレゼンテーションの能力が試されます。

今回は、当事務所で実際に扱った事例をもとに、頭に汗をかいてみましょう。

1日目

就業規則を作成するための基本法学と各種規程等の特集に関する講義

労使トラブルは労基法では解決できない

- ・法律の体系について
 - ・入門 社会保険労務士にとって憲法と人権
 - ・入門 社会保険労務士にとっての憲法・民法・刑法
 - ・入門 保護事由と帰責事由
- 助成金用、報酬を確実に回収できる、契約書の書き方

キャリアアップ助成金用の就業規則

- ・キャリアアップ助成金の制度概要 **nw**
- ・助成金活用と、稼げる営業例
- ・助成金申請までのフロー完全解説
- ・固定残業代を適切に設定した就業規則規程例
- ・「同一労働同一賃金」ガイドラインに対応した就業規則の見直しポイントと「非正規従業員就業規則」規程例
- ・有期契約労働者の無期転換に係る規定例
- ・効率よく仕事するための、テレワークの実際とその規定例
- ・副業禁止から副業容認へ 副業規定例
- ・勤務インターバル制度に係る規定例
- ・変形労働時間制、裁量労働制を駆使した、柔軟な労働時間制へ対応規定例
- ・メンタルヘルス規定例とセクハラ、パワハラ、過労死対策規定例
- ・子育て介護の両立支援に係る育児介護規程例
- ・労働時間を減らし生産性を上げるための人事考課規定例
- ・派遣労働者の「同一労働・同一賃金」何をどう選択するか。36協定規定例他

今回の特集に関する講義 **new**

限定オリジナルテキストを用いた今回だけの特別講義、最新の労働事例を就業規則作成にどう反映させるかについて、丁寧に講義！

2日目

基本的な就業規則の作成方法と問題社員対策

改正労働基準法の基礎知識

- ・労働基準法の改正点・法改正に伴う論点
- ・法改正に伴うチェックポイント
- ・改正に対する今後の課題
- ・就業規則への反映・規程例へ研究・協定例

労働契約の法的性格

- ・民法における契約とは
- ・契約自由の原則、契約成立、解除
- ・労働契約の本質とは・労働契約法と就業規則

有期契約労働者への対応

- ・労働契約法の改正点・無期労働契約への転換
- ・雇止め・労働条件通知書

実際に就業規則を改訂する **new**

- ・法的性格 ・就業規則の効力
- ・労働協約/労働契約の関係
- ・作成の流れ・総則
- ・採用、服務規律・労働時間
- ・休日、休憩、休業・退職、解雇
- ・表彰、制裁、安全衛生、雑則
- ・賃金規程・育児・介護規程
- ・出張規定、慶弔規定 等々

個人情報保護法に対する就業規則及び各種規程

- ・個人情報保護の目的
- ・就業規則改定方法
- ・守秘義務、違反への対応
- ・秘密保持契約 等々

3日目

残業代請求・高齢者雇用などに関する就業規則の考察・検証

問題社員への具体的対応策（1）

- ・遅刻や欠勤を繰り返す社員・経歴詐称
- ・勤務時間中にメール
- ・退職後に不正が発覚する社員
- ・職務怠慢等で降格に処しない社員
- ・降格と減給の関係

問題社員への具体的対応策（2）

- ・機密データを持ち出す社員
- ・退職理由変更を請求する社員
- ・競業禁止義務違反・上司や会社を誹謗中傷
- ・イエローカード/レッドカードの出し方等々
- ・労働組合への対応 等々

高齢者雇用への対応 **new**

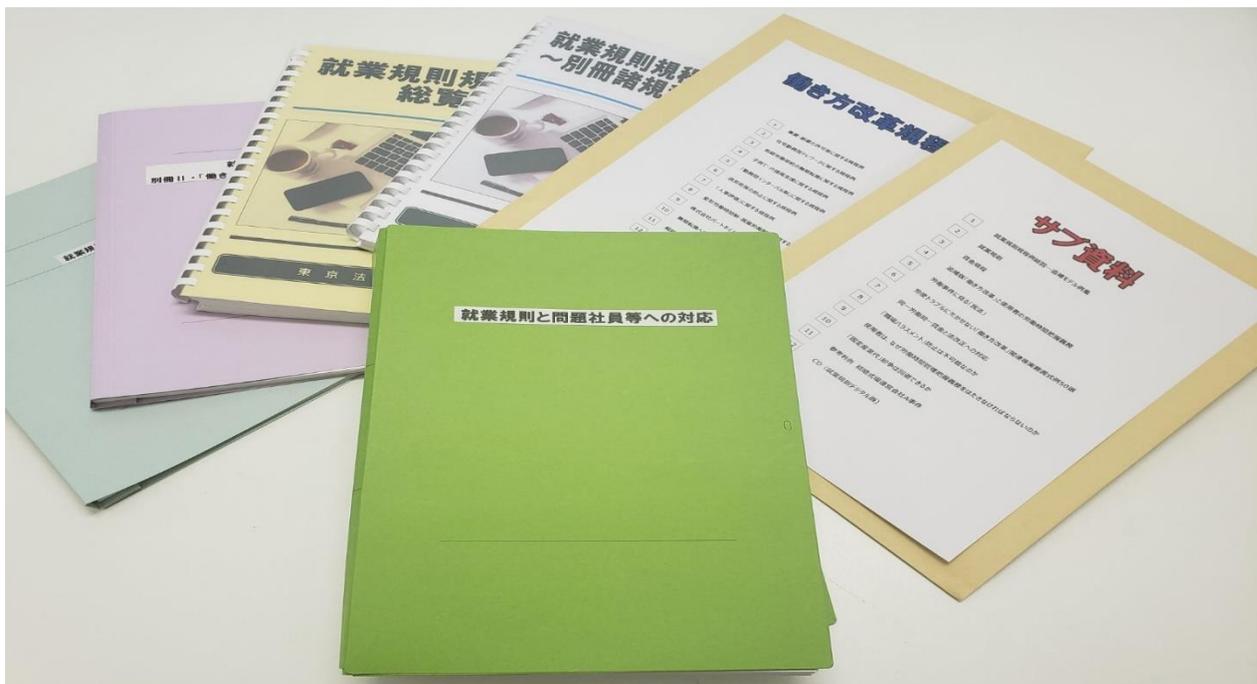
- ・法改正による変更点・就業規則への規程例
- ・継続雇用制度をめぐる問題
- ・定年引上げによる賃金カット

残業代請求への対応

- ・労働時間の認定の問題
- ・時間外労働削減の問題
- ・「管理監督者」の範囲の問題
- ・割増賃金と消滅時効の問題
- ・賞与と割増賃金の関係
- ・不必要な残業をする社員
- ・定額残業代の導入方法
- ・就業規則への規定例
- ・医師の宿日直 2024年問題 **new**
- ・震災・災害時規定

- ・震災・災害時規定例
- ・節電による休業の場合の規定
- ・臨時の会社カレンダーを作るには

new は、新規、又は、今回バージョンアップ ※講義内容は講師の都合により、日程・内容・順番など、構成が変わる可能性があります。



※画像は、過去、ペーパーで送付した資料です。現在は、この程度のボリュームの資料をダウンロードしていただいています。

ご参加者様からの声

※ほかにも、たくさんのお声をいただいております。

H29
受講生

豊富な知識が凝縮されたテキストに加えて、具体例を挙げて分かり易く講義されており、初めて学ぶこともストンと頭に入ってきました。特に、民法をはじめとする法律の基本的な知識をしっかりと学ぶ機会が得られたのは、何にも代え難い貴重な体験でした。このセミナーをきっかけに、自分の法的知識の幅を広げ、労務コンサルティングに活かしていきたい。

R1
受講生

知り合いの社労士に勧められて、河野先生のセミナーに参加しました。日々変わっていく法律にこれまでは受け身でしたが、河野先生のセミナーを受講して、そんな姿勢ではいけない、もっと積極的に学ばなければ、この先、社労士として生き抜いていくのは難しいということを痛感しました。講義の内容もさることながら、人生に対する心構えも学ばせて頂きました。私も知り合いの社労士に紹介しようと思います。

H30
受講生

最初はたった3日間で、50万円以上の就業規則が作れるようになるのだろうかかと半信半疑でした。しかし、実際に河野先生の情熱的かつ論理的な講義を受けて、そんな不安は瞬く間に解消されました。今ではどんな案件でも自信を持って対応できるようになりました。このセミナーを受けなかったら・・・と考えると、何とも言えない気持ちになります。次回は、職員にも受けさせようと思っています。

R4
受講生

ウェブセミナーで、ライブに参加させていただきました。ライブで生に先生の講義を聴くことができ、講義後のweb飲み会で、様々な質問をすることができてとても有意義でした。また、先生がご登壇される際のバックミュージックがとても迫力ありました。後日、オンデマンドで確認することもでき、ライブ参加は満足でした。参加すべきは、やはり河野順一先生のセミナーだと思います。次回も期待しています。

河野順一 プロフィール

社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント、
東京法令学院学院長、河野順一事務所所長、株式会社日本橋中央労務管理事務所会長、
NPO法人個別労使紛争処理センター会長

社会保険労務士の黎明期より、47年の独立開業のキャリアを持つ。
社会保険労務士・行政書士・事務組合等、多数の組織からなるNC労務グループの代表に長く従事して、本年9月から会長職に。労使紛争解決アドバイザー（商標登録済）として、これまで1,000件以上の困難極める労使トラブルを解決する。就業規則を核に、労使双方が社業に邁進できる仕組みづくりを提唱し、幅広く経営全般にかかる指導業務を行っている。

また、労働法関連の入門書から専門書まで、250冊以上の著作があり、機関紙上での論文も多数。そして、社労士や弁護士等の労働法のスペシャリストや、企業の人事労務担当者に向けたセミナーを開催している。社労士県会や金融機関、ロータリークラブ等の各種団体様においても講演を行い、そのパワフルな語り口、脳裏に刻まれるパフォーマンス、平易な事例に置き換え、かみ砕いたわかりやすい解説は聴衆を魅了している。平成27年9月には、京王プラザホテルにて「成功者の会」と題して顧問先等500名以上が参加したパーティーを催し大盛況となった。

「明日死ぬと生きていきなさい、永遠に生きるとして学びなさい」
マハトマ・ガンジーの言葉を借り、最新判例と事例を探求し、身につく解決能力をあますことなく伝える「就業規則作成の専門家セミナー」は、法律を学んできた者でもカルチャーショックを受けること必至。その魂の講義に、リピーターを続出し、また実践ですぐにでも使えることから、本セミナー受講者からは、多くの優秀な後進を業界に輩出している。

セミナーについて
お問い合わせ

TEL: 03-3292-7849
MAIL: seminar@tokyohorei.co.jp

東京法令学院

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番10号 YK駿河台ビル5階
受付時間：10：00-18：00（土日祝除く）